

(5) 産業別労働組合組織率調(昭和二四・二一末現在)(神奈川県労政課)

産業別 Industry	Classification 区分	昭和二四年十一月末 NOV. 1949		昭和二四年十一月末 NOV. 1949		組 織 率 Percentage	
		組合数 No. of Unions	組合員数 Membership	事業場数	労働者数	組 合 % %	組 合 員 % %
農業 Agriculture		三	七九				
林業 Forestry		一三	七六六	六九〇	二,七六六	二	二
水産業 Fisheries		八	六九九				
鉱業 Mining		八	二二九	九	一,一〇〇	九	一八
建設工業 Construction		四	一八四七九	二,三六一	四八,三三九	三	二六
製造工業 Manufacturing	金属工業 Metal Refining & Base Manufacturing	六	三三,四三九	八七九	三三,七七七	八	三三
	機械器具工業 Machinery & Tools	一六	八七,一三四	二,一〇〇	一三,一〇五	九	三三
	化学工業 Chemicals	三	一七,五三四	四二二	二,一六五	三	一八
	窯業及土石工業 Ceramics & Masonry	三	三,一〇四	一六	五,三六五	一九	一〇
	紡織工業 Textiles	二七	三,五六四	七六七	一三,一五九	四	一七
	製材及木製品工業 Lumber & Wood Product	二五	九三九	八八八	八,三四四	三	一一
	食料品工業 Food Processing	二九	四,八八八	八六一	一〇,三三三	三	四九
	印刷及製本工業 Printing & Book Binding	一八	三,一〇九	一五	四,六六〇	二	六

第2章 社会運動

運輸通信業 & Communication	通 信 業 Communication	小計 Total		運輸通信業 & Communication	小計 Total	運輸通信業 & Communication	小計 Total	運輸通信業 & Communication	小計 Total
		陸 運 業 Land Transportation	水 運 業 Water Transportation						
金融業	Finance	五	二六	金融業	Finance	五	二六	金融業	Finance
商業	Trade	五	二六	商業	Trade	五	二六	商業	Trade
ガス電気水道業	Gas Electric & Water Works	五〇	八二九	ガス電気水道業	Gas Electric & Water Works	五〇	八二九	ガス電気水道業	Gas Electric & Water Works
その他の工業 where Classified	Repair Services	三〇	二〇八	その他の工業 where Classified	Repair Services	三〇	二〇八	その他の工業 where Classified	Repair Services
修理業	Repair Services	三〇	二〇八	修理業	Repair Services	三〇	二〇八	修理業	Repair Services
小計 Total		四三	一五四六	小計 Total		四三	一五四六	小計 Total	
製造業 Manufacturing		三	二四	製造業 Manufacturing		三	二四	製造業 Manufacturing	
その他の工業 where Classified		三	二四	その他の工業 where Classified		三	二四	その他の工業 where Classified	
建設業		一	一	建設業		一	一	建設業	
運輸通信業		一	一	運輸通信業		一	一	運輸通信業	
商業		一	一	商業		一	一	商業	
金融業		一	一	金融業		一	一	金融業	
製造業		一	一	製造業		一	一	製造業	
その他の工業 where Classified		一	一	その他の工業 where Classified		一	一	その他の工業 where Classified	
小計 Total		一三	二五七五	小計 Total		一三	二五七五	小計 Total	
公務及団体	Government & Organization	八	一八九三	公務及団体	Government & Organization	八	一八九三	公務及団体	Government & Organization
進駐軍労働 Occupation Labor	Occupation Labor	八	一八九三	進駐軍労働 Occupation Labor	Occupation Labor	八	一八九三	進駐軍労働 Occupation Labor	Occupation Labor
その他の産業 where Classified	Other	八	一八九三	その他の産業 where Classified	Other	八	一八九三	その他の産業 where Classified	Other
小計 Total		八〇	二五七〇〇	小計 Total		八〇	二五七〇〇	小計 Total	
合計 Total		一三三	二五七五	合計 Total		一三三	二五七五	合計 Total	
運輸通信業		一三	二五七五	運輸通信業		一三	二五七五	運輸通信業	
商業		一	一	商業		一	一	商業	
金融業		一	一	金融業		一	一	金融業	
製造業		一	一	製造業		一	一	製造業	
その他の工業 where Classified		一	一	その他の工業 where Classified		一	一	その他の工業 where Classified	
公務及団体		一〇	二五七三	公務及団体		一〇	二五七三	公務及団体	
進駐軍労働		一〇	二五七三	進駐軍労働		一〇	二五七三	進駐軍労働	
その他の産業 where Classified		一〇	二五七三	その他の産業 where Classified		一〇	二五七三	その他の産業 where Classified	
小計 Total		一〇	二五七三	小計 Total		一〇	二五七三	小計 Total	
合計 Total		一三三	二五七五	合計 Total		一三三	二五七五	合計 Total	
運輸通信業		一三	二五七五	運輸通信業		一三	二五七五	運輸通信業	
商業		一	一	商業		一	一	商業	
金融業		一	一	金融業		一	一	金融業	
製造業		一	一	製造業		一	一	製造業	
その他の工業 where Classified		一	一	その他の工業 where Classified		一	一	その他の工業 where Classified	
公務及団体		一〇	二五七三	公務及団体		一〇	二五七三	公務及団体	
進駐軍労働		一〇	二五七三	進駐軍労働		一〇	二五七三	進駐軍労働	
その他の産業 where Classified		一〇	二五七三	その他の産業 where Classified		一〇	二五七三	その他の産業 where Classified	
小計 Total		一〇	二五七三	小計 Total		一〇	二五七三	小計 Total	
合計 Total		一三三	二五七五	合計 Total		一三三	二五七五	合計 Total	

(註)

①組合数及組合員数(一般労働組合、公共企業体労働組合、国家公務員組合)は昭和二十四年六月末、労働組合基本調査を基礎とし十一月末現在迄の設立、解散に上り算定した推定数である。

②事業場数及労働者数は神奈川県基準局にて調査した昭和二十四年九月一日現在労働基準法適用事業場数及労働者数に官庁事業場を加へこれを産業別に分類して十一月末現在を算定した推定数である。

③組合数及事業場数はその単位決定の差違から(例へば数事業場を以て一単位組合を組織する等)その割合が少ない。

(神奈川県厚木労政事務所「統計表綴」(昭和二十四年)神奈川県庁蔵)

二七 産別会議神奈川県地方会議の賃金問題等に

関する要請書

要請書

さきに政府が給与審議会に提示せる業種別平均賃金案に対し我が産業別労働組合神奈川県地方会議に於ては執行委員会に於て検討の結果、其の内容、本質に於て従来我々労働階級が全面的に反対し続けて来た前吉田内閣と何ら変ることのない低賃金政策であるとの結論を得、茲に断乎反対の決意を表明するものであります。

最近の食糧事情をみても前途に見通しを持たない遅欠配は、益々其の深刻の度を深めてゆく一方である。
それに加えて物価の昂騰はその止るところを知らず、特に我々働く

労働者の生活は益々飢餓と窮乏とにさらされてある現状である。

然も此の業種別平均賃金案の当然の裏付ともなるべき食糧の完全配給が根本的にくづれて来てある今日の現状に於て万一此の飢餓賃金政策が強行されるならば吾々労働階級の生活は破綻し、政府自らが危機に瀕してある日本経済の前途を益々危険ならしむる結果となる以外の何物でもない。

我々労働者は今こそ日本経済再建の為、自らの生存権を護り抜く為にも此の際全力を全労連の大組織のもとに結集して、政府の陰謀を粉碎すべき秋である。

更に神奈川県下に於ても賃金不払、企業整備に依る大量首切が身近に迫つて居り、即時全国的反対闘争を展開される様要望するものであります。

一九四九年七月二十八日

殿

産業別労働組合神奈川県地方会議(印)

(法政大学大原社会問題研究所蔵)

二七 昭和二十二年産別會議神奈川地方會議連

動方針

新しい情勢に対する新運動方針案

横浜市西区高島通り二ノ三〇

新興クラブ一階

産業別労働組合神奈川地方會議

(一) 情勢

A 国際情勢

1 客観的条件

イ 第二次世界大戦にフアシズムに勝利した民主主義勢力は戦後急速に拡大強化したが、最近特に世界的連帯を強くして来た。

ロ 深刻化した資本主義の危機を救ふ為の反動的資本家的コースは次第に進歩的民主的コースに席をゆづつて来たが、其の速度は近時益々大となり、今や世界的に——「資本主義より社会主義へ」の革命が民主勢力の指導のもとに急速に進展してゐる。

民主勢力は着々勝利を拡大してゐるのである。

ハ 金融独占資本は最後のアガキを見せて益々狂暴となり、反動陣営の統一強化に狂奔しこれが急速にフアツシヨ的傾向を強く

して来た。これが階級対立激化の現象を呈して居る一つの理由である。

ニ 但し資本主義の本質上、特に最近世界恐慌が迫り又民主勢力の攻勢強化に伴ひ反動陣営内部の矛盾対立は著しくなり、資本主義国家間の対立が激化して居る。此の対立をインペイする為にも亦世界的階級対立の激化が不当に大きく宣伝されて居ることを注意する必要がある。

2 主体的条件

イ 世界労連は非常な成長を見せ、現在日本の労働組合と米国のAFLを除く全世界の労働組合をその傘下におさめ、殆ど世界的な労働戦線の統一が完成された。

ロ 世界労連は国際連合に対する発言権を増大してゐる。

ハ 労働者を中心とした民主勢力は各国に於て勝利に輝く闘争を展開してゐる。

B 国内情勢

1 客観的条件

イ 戦後相対的に勢力を増した金融独占資本は、今や大ヤミ資本となり、地主、官僚と結びついて国家権力をほしいままにし、資本家的再建コースを強行しやうとしてゐる。これはフアツシ

ヨ的植民地的日本の建設を意味する。而して、搾取の重点を流通面より生産面に次第に移行しようとして居る事が特に注目される。

ロ 此の為に独占金融資本は、一方国外反動勢力との結合に努力すると共に保守政党、官僚群、暴力団、新聞放送、其他の教育宣伝機関を運用して勤労階級に飢餓と窮乏を強制し、中小企業を犠牲にし、一部大産業資本にさえ圧迫を加えてゐる。これに依つて益々金融資本の支配権を強化して居る。一部の労働運動指導者さえ之に屈伏して、反動勢力の手先になる傾向を見せる組合も表はれて来た。

ハ 此の為に片山内閣は充分に社会党の政策を実行出来ず、却つて『高度民主主義』の名の下に反人民的政策を強行する金融独占資本のカイライ政権と化してゐる。金融独占資本は内閣に対する不満を全て社会党に集中せしめ、民主的政党を国民より孤立させ、次期政権を純然たる保守政権として公然と実行出来る様に工策を進めてゐる。

(社会新聞、第六四号、八月十一日附参照) 此の悪ラツな陰謀に乗せられてゐる国民が相当数見られる。

ニ 経済危機の深化と共に国民の覚醒も著しく、民主勢力の力は

非常に増大し反動政策に対する攻撃も次第に強くなり、保守反動陣営内部の動揺対立も著しくなつてゆく。然し此の対立(特に金融資本と産業資本との対立)を不当に過大評価する事は出来ない。

ホ かくして経済危機は政治危機を招き、両者は互に作用し合つて益々その危機を深めてゆく。

ヘ 反人民的政策の主要なものをあげれば次の様である。

1 食糧攻勢——計画運配欠配、生きる為の買出の取締強化、飯米を残さない程の強制供出、而も大ヤミ大量の隠退蔵の許容。

2 高物価、低賃金制——鉄道運賃其他丸公の一斉引上げ、賃金一、八〇〇円のクギ付、賃金の不払、分割払、結局実質賃金の大幅引下げとこれに伴ふ職場放棄に依る消極的首切り。

3 企業整備と賠償——真の産業復興を考へず、資本家本位のやり方で積極的消極的大量首切の強行、中小企業の圧迫強化。

4 悪税の新設——非職災家屋税、電力消費税其他。

5 労働立法に依る攻撃——特に罷業権の抹殺、労組法、基準法、労調法等の悪用、改悪。

6 土地革命の妨害——地主擁護の農調法、土地取上げ等。

7 官僚統制の強化——ヤミ経済の拡大、小ヤミの取締り強化。

(資金、資材、主食、煙草、酒等に顕著に見られる)

8 反動的文化攻勢——特に『日本民主化完了』の神話を流布してゐる。

9 労農戦線の分裂——戦闘的組合に対する攻撃、非階級的理論の宣伝、日農の分裂を目的とする全農と全日農の結成等。

2 主体的条件

イ 日本の労働者と世界労連との連絡がとれた。

ロ 全労連を有力なテコとして、又反動勢力撃砕の闘争が盛上るにつれて全国的に労働戦線の統一運動が活発となり、民主戦線組織も地方的に実現しつつある。

ハ 民主勢力の政治的進出に伴ひ、内閣や議会内の民主的勢力の立場を有利に導く為にこれ等の前進基地が自ら進んで議会外大衆運動との結合を望む様になつたこと、(社会新聞、第六四号、八月十一日附等参照)又これ等の基地が保守陣営の軍門に下るのを防がんとする大衆自身の努力とに依り戦線統一が促進されて居る。

ニ 二・一スト以来、内部の整備に専心して来た各組合は、今や一段と闘争体制を整へ直し、各組合員も亦、政治経済危機の深

化と共に階級意識を愈々ハツキリさせて来て熱烈な闘志に燃えて居る。

C 神奈川県地方情勢

1 客観的条件

イ 横浜市長に社会党石河氏が就任したのをはじめ、民主勢力の政治的進出が著しいが、それだけに保守陣営の逆襲も強い。

ロ 官僚行事の下に官僚群、保守政党、全国的大経営の幹部等が結集し、その上に東京に本拠を有する金融資本が君臨して政府の反動政策を強化、促進して居る。

ハ 特に郡部に於ける官僚、保守政党、農業会の勢力は著しく、是等が労働組合の背後を襲ふ一軍団を為して居る。

ニ 貿易再開、特別市制の問題等は反動陣営内部の対立を複雑化し、又激化して居る。これは亦、勤労大衆に対する種々なる圧迫をもたらして居る。

2 主体的条件

イ 民主戦線の結成

○メーデー決議実行委員会、メーデー以来、不当課税反対闘争、生協強化運動、物価引下げ運動、社会党激励大会、飢餓突破県民大会、食糧確保運動、東北水害救援運動、檢察民主化懇談会

等を通じて組織を強化して来た。現在県食糧対策委員会、横浜市生活対策委員会、県下各所の民生委員会等に代表委員を送り、県政民主化に貢献して居る。

その構成も神奈川産別、総同盟、中立の各組合、各地区労連、日農、労救、生協、民科、文連、朝連、女性解放の会、社会党、共産党等県下の主要民主団体を全部網羅して居り、実質上、民主戦線の組織である。

しかし遺憾乍らこの組織は、一部の総同盟幹部の態度不明確の為に完璧のものとなつて居ない。例へば、この組織を民主団体協議会と改名して一歩前進を図る事が総同盟代表をも交へた小委員会で決定したのに拘らず、その後総同盟幹部は『改名すれば脱退する』と云ふ意志をもらして居る。総同盟以外の各団体は、改名と拡大強化を強く主張して居る。

○経済復興会議、電力協議会の活動は、産業資本金、中小企業者、労働者、市民、農民等広汎の層を集め、産業民主戦線結成に寄与して居る。但し総同盟の態度は、当初の熱心さを失ひつゝある事が観取される。

○即ち民主戦線結成は、全県的には、非常に困難な道を通りつゝも、一応メーデー決議実行委員会の形で現れ、着々拡大強化の

気運にある。

地区的には相当強い組織も出来て活動して居る。(中部、藤沢地区等)

ロ 労働戦線の統一

○神奈川産別は無条件合同、大産別整理を目標に、不断、総同盟その他に統一を呼びかけて居るが、総同盟が同調しない為に成功して居ない。

○メーデー決議実行委員会の中の地方対策委員会も、総同盟の時期尚早論の為に、活動休止のやむなきに至つて居る。

○メーデー決議実行委員会は七月末以来、三回に亘つて戦線統一の問題を正式議題にのせて討議し、更に八月九日、全県工代会議で全自動車より地労連結成の提案もあつたが、総同盟幹部はこれに反対の意志を明かにした。各地区労連、中立の全自動車、電線等は地労連結成を強く主張して居り、総同盟を除いて組織しようとの声も高い。

○現在、横浜市内一部の区を除けば、全県下に亘り各地区労連が結成されて居る。特に、大船、藤沢、平塚、小田原、秦野、厚木の六地区は企業整備その他の問題について、連絡協議会をもち、又地労連結成の運動を強めて居る。

○総同盟県連は、神奈川産別を除く県下各組合に独自の統一方針書を送り、検討を申し入れた、(七月末)しかしこの方針書の階級性に疑問を抱いて多くの組合がこの申し入れを黙殺して居る様である。そればかりか、総同盟内部よりも、方針改正の声が起つて居り、更に地労連結成の要望が闘争のより上りと共に強まりつゝある。

○要約すれば労働戦線統一は、全県的には出来て居ないがその要望は強く、充分機は熟して居るので、総同盟県連幹部の考へ次第で直ぐにでも出来る態勢にある。

ハ 神奈川産別の現況

○県下組織労働者十九万中、総同盟三万、中立(大組合のみ)三万、神奈川産別八万である。しかし県下に存在する全国的に有力な組合は殆ど神奈川産別に結集して居る。

○冷凍、日平産業等が新に加入し、日国工業、横浜ダイカスト及び三菱電機等は夫々、機器、電工と密接な連絡をとつて居り、他の組合も次々に我々に接近し、総同盟傘下組合でさえ闘争の指導や、共同闘争を我々に依頼して来るものが増加して居る。

○之を要するに、神奈川産別は県下最大の組織をもち、メーデー決議実行委員会の活動、その他民主戦線、労働戦線統一の為の

一大推進力を為して居る。県下全労働者数に比すると、組織率はまだ充分大でないが、着々、組織を拡大強化して居る。

ニ 闘争の情况

○企業整備、食糧、物価、賃銀等の闘争が活発とならうとして居る。東芝、鋼管、三菱、日立、日産各連合会、電工、紙機、鉄労、全官公、電線、海員、その他殆んどすべての組合が闘争又は闘争準備中である。

○闘争は各企業毎に起り、之が企業間の連携にすゝんでゆく事、闘争は下請工場、中小企業等をまき込み、更に市民、農民との闘争へ進む事。

かくして全人民的、地域的大闘争にもり上る傾向にある事、而も、これらの闘争が単産の闘争として統合され、大産別の線に結集してゆく、こゝに成長した労働者の闘争の新しい特徴の様相が見られる。

(二) 運動方針

A 闘争目標

- 1 適正価格に依る生必物資の完全配給、これに基く地域的生活給の確立の為の闘争。
- 2 物価安定を基礎とする最低賃金制の確立の為の闘争。

これ等は食糧、賃金此の二つの闘争の統一されたものであり、今後闘争の最大中心である。

これ等は労働者自身の要求であると共に、市民、農民の要求とも一致する全人民の重要性を持つものである。

特に米の消費県である京浜工業地帯を有し、又貿易其他の中小工業を有する本県に於て重要な闘争である。

具体的には

イ 遅配欠配手当獲得闘争——これは確固たる賃銀制獲得までの暫定措置であること。

ロ 名目賃銀引上の闘争——丸ヤと丸公価格より算出す。

ハ 業種別平均賃銀制反対。

ニ 地方、地区物価賃銀会議に依る要求の統一と闘争の連絡。

ホ 協同組合の組織と荷受権獲得の闘争。

3 資本家的企業整備、賠償に伴ふ首切反対闘争。

前記1、2の闘争こそこの闘争の重要な一環であり、出発である。猶ほ企業整備に対しては

1 首切反対闘争、完全雇傭の為の闘争。

2 会社案の検討、労働者案の作製。

3 企業整備に関する法律の、政府案反対、労働者案の作製。

B 闘争戦術

4 業種別対策委員会の活動を強化する。

5 失業保険、失業者経費等失業対策を考慮する事も必要である。

賠償対策としては

1 施設撤去緩和の懇請。

2 同 延期の懇請。

3 施設撤去に際して首切をさせないこと。

4 指定工場代表者会議を開き対策委員会をつくる。

4 中小企業擁護の闘争

イ 電力、資金、資材等の獲得の闘争が中心である。又技術的指導も重要である。

ロ 従業員は組合に組織し、企業主は生産協同組合（従来の同業組合は闘争組織でないから之に依存しない方が良い）両者が共同闘争する様に指導する。

但此の共同闘争が労資協調にならない様にすること、其の為に親会社の労組や産別が十分に指導すること。

ハ 組織と闘争の指導は各単産の中小企業対策委員会と神奈川県別の中小企業対策部門とが共同して行ひ、単産に入り得る組合は単産組織に入れ其他は各行政単位の合同労組に組織する。

C 文化闘争

- 1 交渉其他凡ゆる戦術を総合的に駆使し最も有効適切に罷業権を行使する。即ち罷業権は絶対に確保して置く。そして之を發動し得る態勢を整へておく。
- 2 言論、出版、集会の自由を確保し之を活用する。
- 3 労働者が経営の責任を請負のではなく、労働条件を改善しながら生産意欲を高める為の生産復興闘争を行ふ。
- 4 文化、教育、スポーツ、調査活動を強化する。但し階級的立場を守り、労働運動進展の為に統一的、計画的に行ふものである。
- 5 教職員組合、文化団体等との協力を積極化する。
- 6 市民、農民、失業者との共同闘争を強化する。(食料問題、供出問題等)
- 7 凡ゆる機関や組織との連絡協調を図り、特に広範囲の共同行動組織を作る。又総同盟、中立、メーデー決議実行委員会、経済復興会議、電力協議会等の全県的組織と協力し、更にG・H・Q、対日理事会、議会、内閣等の連絡交渉を積極化する。勿論これらの動きを下部に徹底させると共に、これらの運動を中央の産別や全労連へ結集させるのである。

D 戦線統一

- 1 階級的立場を守る、但し公式的な階級理論を振廻すことは排斥する。
- 2 闘争の目標を明確にする、当面の目標は『日本の民主化完了』とか『民主化が円滑に進んでゐる』とか云ふ神話の打破、之にもとづくいろいろな偽装階級理論の打倒にある。但し実利主義に陥つてはならない。
- 3 日常生活との結合を図る、但し日常闘争主義、誤れる新生活運動主義に陥つてはならない。
- 4 セクト的趣味的文化サークル主義や分派主義を克服する。
- 5 組合として組織的に文化運動を展開する、そして職場の事情闘争の情況に従つて凡ゆる文化の問題を取上ること。
- 6 文化闘争の重要な任務は、反動文化の打倒と吾が国の民主主義の伝統を生かす新しい文化の建設にあり、此の点からも労働組合が文化闘争を最も積極的に進める必要がある。
- 7 今次闘争を共同に行ひ、この共同行動組織を戦線統一に役立たせる。上から下でなく、下からの共同闘争に重点をおく。
- 8 大産業別整理を目標にする。
- 9 凡ゆる分裂主義との闘争を強める。

4 地区労連、中立組合が行つて居る地労連結成運動に積極的に協力する。

5 メーデー決議実行委員会、経済復興会議、電力協議会等の現存組織を大衆的共同行動の為に活用する。

6 神奈川産別の拡大強化こそこの運動の中心である事を確認し、この為に積極的な努力をする。

7 この基本方針を県下全労働者に徹底させる。

(法政大学大原社会問題研究所蔵)

〔注〕この資料は一九四七年末と推定される。

三三 産別会議神奈川地方会議の企業整備反対

声明書

声明書

終戦茲に三年、相次ぐ失政と資本家の意識的な資材の隠匿、生産サボに依つてもたらされた経済的危機は今や二百万県民の面前に未曽有の深刻な事実となつて露呈されるに至つた。

一例をあげれば京浜工業地帯勤労大衆十万人の足とも称すべき国鉄鶴見、南武両線の損耗はその極に達し、従業員必死の努力にもかかわらず連日若干の事故を生じてゐる現状であり、日発鶴見、汐田両発

電所は良質石炭確保に対する経営者の熱意不足の為に全能力を發揮できず徒らに電力不足の嘆をかこつてゐる。

企業整備の強行によつて、多数の労働者は国民の痛烈なる生産復興の希求をよそに工場より街頭に放り出されんとしつゝあり、又所得税の取立によつて中小工商业者は文字通り破滅の淵に喘いでゐる。

一方官吏待遇改善に名をかる鉄道、郵便料金の大幅引上げは窮乏せる大衆の肩に更に負担を加重せんとしてゐる。

この秋にあたり産別労働組合神奈川地方会議は県下労働界の戦線結果を図ると共に、危機打開のため集中的方策として鶴見、南武両線の急速復旧、電力不足克服のため良質炭獲得署名運動、勤労所得免税税点の理論生計費迄えの引上、中小工商业所得税、営業税の適正化、大衆課税の削減、一方的企業整備及農地不当取上げ、売逃げ反対等々一連の生産復興^(マツ)斗争を確固たる決意のもとに展開し、あらゆる妨害を破砕し、県下労働者農市民の先頭に立つて斗争ことを茲に声明する。

一九四八年一月二十日

産別労働組合神奈川地方会議

(法政大学大原社会問題研究所蔵)

三三 昭和二十三年メーデー世話人会議事録

一九四八・三・二〇 神奈川産別事務局

メーデー世話人会議事録

一日 時 三月十八日十三時

一場 所 古河電線会議室

一出席者 中立 大串(電線) 中村(全船) 堀越(自動車)

荻久保(自治労)

総同盟 国広他二名

産別 小田喜、津村、田中、小幡常任、松尾(電工)

一 神奈川地方経済再建委員労働者側委員増員に就いて、中村(全船)報告

三月十三日三者懇談会の決定に基き三月十五日次の代表が横浜市役所内自治労に集合申入を行った

代表 産別 柳田(機器) 鈴木(電工)

中立 中村(全船) 総同盟は不参加

県側 商工課長不在の為、伊東事務官 奥村主事

会談内容

県側としては第一回委員会を三月十八日開く予定は誤報である。

私(伊藤事務官) 個人の見解として二名——三名なれば可能である。九名増員は不可能であると思う。

第二回会談は三月十六日行われ商工課長より次の様な確答あり。

臨時委員として二名を増員する。但し第一部会(一般企業)第二部会(金融団体)等専門委員会をつくつて増員する方法もある。定員は正委員二名、臨時委員定数を定めず。

対策

二十日十時横浜市役所新会議室に於て労働者側委員、天池(総同盟) 木村(産別) 及各単産より企業整備委員が集り対策をねり午後一時より商工課、労政課に交渉する。

尚二十二日第一回委員会に対する態度も当日決める。

二 産別、中立、総同盟三者は今後卒に固執することなく統一の方向に持つてゆく。(再確認)

三 メーデー対策

1 本年度のメーデーは全県一本で行う。

2 全県一本で出来ない時は藤沢以东一本とし横須賀も含む。

3 交通関係は充分研究する。

4 四月一日十時古河電線に於て開催する。

三月二十九日十三時古河電線に於て第二回世話人会を開く。

5 工場代表者会議々題

イ 準備委員の選出 ロ 大会開催場所決定 ハ 事務所を決定する ニ 其ノ他、以上の議案で全県各工場に招請状を出す。招請者は世話人会とし、産別、総同盟、中立(各組入会)を並記する。責任者、大串(古河)、二十日十時電工、電産、総同盟から各一名宛書記を出す。

四 三月二十九日世話人会議題

- 1 スローガンを出せる所から出し検討する。
- 2 其他工代会議の準備をする。

此の討議の途中に於て総同盟国広氏は「メーデーの内容如何に依つては総同盟は単独メーデーをやる」との発言あり、これに対し出席者全員より「一諾にやれない条件があるなら示せ」との申出あり、国広氏は席をけつて立去つた。

これに対し全員協議の結果次の事が決定された。
明十九日中立代表が総同盟県連を訪問して同氏の見解が正式機関のものであるか否か、条件とは何かを確めることに決定した。

以上

(法政大学大原社会問題研究所蔵)

二五 産別会議神奈川地方会議の労働戦線統一

声明書

声明書

我が産業別労働組合神奈川地方会議は一九四六・九・一三、結成し、終戦後いち早く起上り組織労働者の前衛として労働階級の利益擁護の爲め全力を傾倒し來つた。この間、敵資本家階級の総ゆる暴圧に抗し、分裂策と闘い乍ら全県下労働組合の産業別整理と戦線統一の爲め貢献した功績は、敵階級が如何に我が産別の妨害に狂奔したかを見てもよく実証し得るであらう。

今や資本主義の一般的危機は益々増大し、崩壊の度を高め、国際、国内、独占金融資本は自己保存の爲め愈々大衆収奪政策を強行しつゝある。

現在低賃金と、労働強化と、首切と、大衆課税の重圧は人民をして餓死線上に追込め、彼等のドン欲を充たし、之に対する人民大衆の怒りに対しては警察力、武力、権力、を乱用し、総ゆる暴圧を加へ経済上、社会上、政治上、の基本的人權を根底から蹂躪し、更に憲法を侵して労働階級の圧殺を企図し、新たなるファシズム台頭の機運にある。

全県下の労働者諸君！

今こそ我々は、労働戦線を統一し、分裂策を排し強力なる団結の力を結集して敵資本家階級に対して一大闘争を展開しなければならぬ。

幸い我が神奈川県別は第三回定期大会を以て先に結成された神奈川県労働組合会議に発展解消し、即ち、傘下全組合は直ちに県労に正式に加盟し、その目的を強化実行する事が決議された。

これは実に神奈川県労働史に於ける輝ける一頁を飾るものと云えるであらう。

我々労働階級の前途は多事多難である。併し、東欧、西欧の事情、近東諸国の情勢、中共、朝鮮の革命的推移等、亦、我が国労働階級の質的発展を見る時必や我々の勝利近きを確信するものである。

右声明す

一九四八・九・二六

産業別労働組合神奈川県地方会議

第三回定期大会

(法政大学大原社会問題研究所蔵)

三三 神奈川県労働組合会議運動関係記録

(一一四)

(一)

一九四九・六・一八

拡大執行委員会議案

神奈川県労務局

一 斗争経過報告

(ヤ)

全国的には五・三〇東交虐殺事件、東神奈川県を中心とした全国的な国電斗争、広島大弾圧事件、東芝川岸事件と次々に発展し、世界的大恐慌の影響と国内全産業の全面的な破滅は今后益々これらの斗争を拡大しつつある。

地方的には県労傘下各単産を中心とした斗争が急速度で拡大し、特に東神奈川県に於ける国電斗争は津久井の農民斗争、鎌倉の教育防衛斗争、自由労働者の斗争、全水労を中心とした漁民との共斗等と結合して地域的な人民斗争の発展を示している。特にこの中で県労文化部が主体となつて現場とつながつた文化斗争が活発に行はれている。

こうした情勢の中で県労は東神奈川県国電斗争を中心に全県工代会

議を組織し、その主体的役割を果して来た。この斗争を通じて敵の反動勢力はこの斗争を重視して、プル新を利用し(県労統一委)の様な分裂主義者をシソウし、又一切のフアツシヨの弾圧機関を動員してこれに対処している事は、現在全国的に現はれている惨虐なフアツシヨの弾圧と関聯して気狂ひじみた彼等の意図を如何なく暴露しているし、特に敵階級は攻撃の重点を県労工代に向けて来ている。

以上の斗争を通じて県労としては、全県工代、地区工代の組織に重点を置き、斗争の地域的發展に努力して来た。東神奈川の斗争は今尚執ヨウに継続されているし、十八日東芝総連のゼネストを中心に他産業もゾクゾク立上りの情勢にある。

二 当面の斗争方針

急速度で發展し緊迫した諸情勢の中にあつて神奈川県労は敵支配階級に対する地方的な労働者階級の中心の大きな力となつて来た。従つて今后益々拡大する地域斗争の総合的な視野に立つた中核体としての重要な任務を遂行しなければならない。それには緊急事態に対処するためのあらゆる態勢を強化し、更に各単産各分會にもこの態勢の強化を図ることが最も要である。

今度の東神奈川の国電斗争に見られる様に個々の職場斗争が地域

的全国的斗争に發展する要素をもつているのでこれに対しては、明確な方針を打出すと同時に具体的な要求をもつて職場管理業務管理等を実行に移してゆくこと。

これらの斗争は、今度の斗争に見られる様に、農民、漁民、市民、学生、自由労働者等も含め明らかに地域の人民斗争が具体的に發展しているので、これを総合的に拡大強化すること、以上の事を実践するためには、フアツシヨの弾圧、賃銀遅配、首切、工場閉鎖絶対反対[]止を目標に職場の具体的な諸要求を押し上げ組織労働者が中心となつて斗争を拡大すること。

三 具体策

1 国電斗争

東神奈川の国電斗争は職場の具体的諸要求を以て今尚シツヨウに斗われているが、今後の対策として

① 公務員法、公共企業体法等の首切弾圧法と徹底的に斗ふこと

② 運賃値下斗争を起す

③ 小口貨物駅廃止反対

以上を目標に業務管理斗争を拡大する。

2 工代会議の組織

今後の地域斗争に於て重要な役割を占める工代会議を至急確立する。

A 全県工代会議は県労が中心となつて組織する。

B 各地区に各地区工代会議を組織する。この場合左の通り各単産で受持つ。

川崎地区工代（全電工） 鶴見地区工代（金属） 中・西区（電

線） 藤沢（金属） 磯子 金沢（印刷） 横須賀（進駐軍）

小田原（全通） 厚木（全自） 神奈川（全自） 戸塚（電工

大船（映画）

3 情報 連絡 防衛

A 緊急事態に備へて敏速な情報連絡を確立するため、左の通り実行する。

1 レポーターを毎日県労に派遣する

2 緊急事態、スト等の場合の電報通信

3 電話連絡網の確立 国鉄 全通 電産

4 県労の非常時勤務をやる

5 以上に基いて各単産分会で態勢を整へること

B 防衛

敵の狂気じみたフアツシヨ的暴力は今や公然非公然とあらゆる

る方法で個人、デモ、事務所等に加へて来ているので、これに対する充分な対策と分裂主義者、スパイ等に対する警戒を厳にする。

4 教育、文化防衛斗争

教育防衛会議の組織 文化部を中心とした文化斗争を活発化する

〔欄外注記〕 文工隊の組織

人民電事記念ノ新聞等出ス

5 農民斗争（別掲）

6 全水労組織

日冷五支部（二八〇） 久里浜漁民（二〇〇） 真鶴漁場（一一〇）

水産小田原（三四） 日魯（一五五） 大洋漁業（三二〇）

これらを組織して全水労神奈川支部結成を進め、六月十九日電産で準備会をもつ。

〔欄外注記〕 今月末結成大会

7 自由労働者の組織

県労の指導□^{〔に〕}より横浜、神奈川、古河、鶴鉄等の自由労働者が組織されたが、尚不充分なので、今后所在の各分会が自由労働との共斗をスケ具体的に始めること。

8 中日貿易促進について

国際情勢の進展に伴つて、中日貿易問題がクローズアップされて来たので、この問題を各労組に於て大衆化すること。

(二)

一九四九・七・四

神奈川県労働組合会議

常任委員会議事録

日時 七月四日 十時

場所 県労事務所

出席者 田中事務局長 丹調査部長 川崎文化部長 荒井青婦対策

部長 淵辺常任

一 全水労支部結成大会報告

七月三日片瀬婦人会館にて十時より開会 参加 日本冷蔵、日魯漁業、真鶴、三崎、大洋、江ノ島□百数名、いき詰つた魚業復興のため熱心な討議がなされ左記が決定された。

(1) 神奈川県労に加入する。

(2) 当面の斗争方針

- (イ)三崎に鉄道を引き入れる (ロ)久里浜漁港の完備 (ニ)定置漁業の民主化 (ヘ)冷凍冷蔵の運営民主化

(3) 当面真鶴を中心として組織の強化拡大をはかる。
二 全国労働者大会報告

七月一日東京中央労働学園にて開かる。参加中央単産四〇組合、県労二六——合計三二七名で、当面の諸問題を如何に斗争かに討議が集中され

(1) 吉田買弁内閣の悪政に対し全ての階層の要求を取りあげ内閣打倒の斗争にもりあげる。

(2) 首切り予算の端的な表れが国鉄である。全ての斗争を国鉄斗争に結びつけて斗争。

(3) 全労連を強化し世界労連に結集する。

三 工代会議報告

七月三日電産神奈川支部にて県下代表百数十名参加して開かれた。もり上る斗争の実力に対しわが陣営の宣伝戦が非常に立遅れている。早急に宣伝の武器を強化し敵攻撃に移らねばならない。基本方針として

(1) 国鉄の首切りは反動吉田内閣の労働階級撃砕の突破口である。

(2) 現在のあらゆる不当行為は一企業、一官庁の意図ではなく反動政府の政治的なものである。

第2章 社会運動

(3) 国鉄を中心に一大産業防衛斗争を展開する。

以上をもととして吉田内閣打倒の一大宣伝戦を県労街頭宣伝隊と共に闘う。

情報宣伝の統一をはかるため、国鉄支部内に神奈川県総合宣伝情報本部(仮称)をおく。

宣伝の武器整備、青年行動隊の大量養成、壁新聞等の指導、文化委員会の活用、通信員の養成等で各専門者青行隊、その他関係者で五日具体的打合せ会をもつ。

四 農民工作隊準備会報告

九日出発五日間の予定 参加労組 全自、電産、電工、農林

十五日 批判会を十時県労事務所でもつ

四日 県庁交渉、その情報をもつて入る

五 ソ同盟引揚者対策

引揚者対策協議会を強く発展させる。第一回二日の歓迎に対し駅内で取られた

(1)アカハタを返せ (2)駅に大勢入れろ の要求を駅長に出す。対策協議会は引揚の都度会議を持つ。

六 常任役割 其の他対策

五日横浜駅頭宣伝責任 川崎常任、国分書記 五日国鉄検束者拘

留理由開示公判 田中常任 五日情報宣伝会議 丹、荒井常任 神教組、海員組合より積極的連絡の要請あり、対策強化する。復興綱領の作成 十一日常任委員までに原案持寄り。拡大執行委員を持つ 十三日十時、電産神奈川支部、事前に議案流す。

七 民擁同結成大会報告及対策

吉田暴政内閣に対抗、民主々義擁護の旗のもとに結集した千百三万人の結成大会は、二日十時より神田教育会館で開かれた。内外の民主戦線の結成を平和擁護の基本として斗争を展開することが強調され、特に今後の活動に対して左記の点を徹底させる。

(1) 地方民擁同の確立がたちおけている。

(2) 民主戦線の理解が不十分 単なる団体でなく労組を先頭とする 闘う人民の結集体である。

(3) 神奈川は下部は強い 活発の統一運動をもつと幅広く展開させる。

(三)

以上

一九四九・七・十二

神奈川県労働組合会議

常任委員会議事録

一日 時 七月十一日 十時

一場 所 県労事務所

一 出席者 前田副議長 小田喜副議長 田中事務局長 丹常任

荒井常任 内田常任

一 公安条例について

1 公安条例に対する各組合の態度が余り重要視されていない。

教育委員会その他から個々ばらばらに出されているものを重要視し、敵の不正バクロと併せて意義を充分徹底する。

2 七月九日付戸部署発表の「集会多衆運動の届出について」に対し十三日拡大執行委員会全員で市警及戸部署え抗議に行く。

3 公安委員会え労組を交えて委員会を開かせ抗議し、社会党下部大衆に我々と同一行動に立たせる様働きかける。

4 県労で届けた横浜駅前の集會届を却下して来たことに対し、その理由に何等根拠がないもので戸部署え理由書をつけて再度

郵送する。

二 選挙対策

(1) 横須賀地区報告並対策（投票日十七日）

a 市政擁護同盟推せん平山三郎氏の選挙事務長わ地区労副議長

高野氏（電産）、地区労としての動きわ余り活発でない。

b 県労街頭宣伝隊を十五、六日派遣する。組合宣伝隊が不可能な場合は選挙宣伝として活動する。

(2) 磯子地区対策（投票日二十日）

a 十七日十時かもん山で首切反対、税制改革の大会を開き、民商の深田氏を推せんする。今日（十一日午後一時）電産神奈川支部で準備会をもつ。（出席 内田常任）

b 十八、十九日宣伝隊派遣、場所その他わ今日の準備会に計る。

c 大会え県労代表挨拶、前畑副議長 首切反対提案 Ⅱ 国鉄

d スローガンに工代の中心スローガン（①運賃値下斗争②小口貨物駅廃止反対③首切弾圧と徹底的に斗争）を加えてもらう

様準備会に計る。

e 当日の動員は全県的に要請する。

三 農民工作隊について

1 第三次工作隊

a 電産（川尻、三沢村）金属（青根、青野原村）全自（佐野川村）を中心にして三淵^{〔注一〕}、苦村^{〔注二〕} 九日出発、全農林（牧野村、名倉村）

十一日出発、滞在日数五日間の予定であるが現地情勢により延期する。

b 全農林では単産独自の農民対策部を設け愛甲郡まで工作隊派

遣の計画あり、工作隊の費用を団交で官庁負担、この例を今後の発展方向として各単産を強力に進めていく。

c 工作隊の7/8十項目の要求をもつての県庁交渉に対し不誠意な回答したのみ。

d 山北（御殿場線）等え国鉄の誠意者が中心になり工作隊を派遣、7/10人民大会をもつた。

四 文化委員会報告
e 十五日各班隊長の報告と今後の対策会議をもつた。

諷刺報道劇「人民電車」をわ検えつの結果約九割の削除で上演出来ず観客に経過を報告、出演者全員客席を下りて機関紙、脚本を売つて効果あつた。検えつにより上演不能を現在迄に四本あり、文化人の非組織性から来たものであり、各単産を文化斗争をとりあげ正式機関で討議し把握していく。

五 ブル新のデマ報道について

最近の様に斗争がシレッツになつて来ると敵階級をブル新を通じ情報を入力し反動記事によつて分裂を策す。各職場でわブル新えの記事提示ポイントを全県的に徹底すると同時に我々の陣営の通信網を確立する。

六 新執行委員届出

日映演執行委員として南大治郎氏（大船分会）に決定、届出あり
確認

七 申入事項

1 全労連より

自主貿易促進労働者大会。七月二十日十時より中央大学講堂で開かれる。

議事

a 産業防衛斗争の一環として自主貿易を如何に闘いとするか

b 各企業の貿易に関連した情勢報告

c 外国政府労働団体等えメッセージを送る

動員計画

各単産一〇〇名に対し最少二名の割で代表を送る。その他民商、企業者に働きかけ、出来るだけ出席してもらおう。各単産、地区
労え県労として要請書を出す。

2 日通工より

日通工大阪工場わ斗争が激烈になつていたので各単産より激励
メッセージを送つてもらいたい旨申入があつた。

県労II文案作成 田中事務局長

大阪市城東区関目町二ノ五一

日本通信工業大阪工場(分会長 西川秀一)

3 山口県労より

- a 国鉄防衛斗争
- b 首切反対犠牲者救援
- c 臨時国会招集
- d 吉田内閣打倒

以上の署名運動資金カンバの申入あり、共斗受諾と同時に情況

報告を出す。(文案作成荒井常任)

4 生協より

消費生活協同組合運営委員会委員選出の依頼あり、国鉄荒井常任を推せんした。

以上

〔注一〕小淵村のことか。

〔注二〕沢井村のことか。

(四)

一九四八・一一・七

神奈川県労務局

常任委員会議事録

一日時 十一月四日(日) 九時

一場所 神奈川県労務局

一 出席者 前畑副議長 田中事務局長 荒井常任 池谷常任

中村常任 池田常任 角田常任

一 東芝労連金子氏申入

東芝は七、八月分賃銀差額及帰休制度(実際上の首切)問題で十一月一日を期し波状ストに入ることゝなつたので協力申入と同時に声明書、宣言を持参した。

二 日本ビクター人員整理(四〇%七六八名)に対し荒井常任を派遣し実情調査の上対策をたてる。

三 月島機械対策

1 五日の口頭弁論には大勢動員すること。

2 菊地議長には地労委の重要会議の際は県労の仕事に関係なく必ず出席して貰う。

四 月造に対し中村常任を調査の為派遣する。

五 比々多村大工職労組税金交渉(藤沢) 田中、池谷両常任出張

六 朝連鶴見支部主催青年政治討論会、十五日頃に県労が後援する。

七 定例執行委員会、八日を中止し十六日に臨時執行委員会を開催する。

以上

(法政大学大原社会問題研究所蔵)

三三 東神奈川電車区国鉄人員整理反対運動経過

(一一八)

(一)

〔表紙〕

資料 No. 2

六・九斗争経過

(東神奈川車掌区を中心にして)

国鉄労組調査部

五月二十七日 突然車掌区長より呼び出しを受けた各班委員長(世話役)は既に区長の手により作製された新交番表を提示され「この枠内(期日人員)において事務員個々の並べ方について協議して貰ひたい」と申渡された。然乍ら旧交番から新交番に移ることは特殊な勤務状態にある列車電車乗務員にとつて重大な問題即ち労働時間、労働条件について検討のため相当の時間を要し且つ個人の完全な理解に基く確認を得なければならぬ点を考へたので各委員長は「時間内に余裕がないので今の場合それは事実上無理である」と返事をした。

五月二十九日 其後区長はこれについて何等の考慮を払うことなく

二十九日二十三時確認票に捺印方を強要して来たが、かゝる処置に納得出来ない組合員は当然拒否する外はなかつた。

五月三十日 之等の経過が漸次組合員の重大な関心となり、三十日十時より青年部は臨時大会を開き本問題を団体交渉により解決することに決定、同日十三時より車掌区長と交渉することゝなつた。この交渉は十六時まで継続され組合側の意見「六月一日から実施することには無理があるから来る八月一日より実施されるダイヤ改正まで延期されたい」に対し、車掌区長は「業務命令であるからそれでやれ」と何等話合や妥協の余地はなく結論を得ずして物分れとなつた。

五月三十一日 翌三十一日列車班は臨時職場大会を開き新交番反対を決議した。以上のように問題は明かに紛争状態に入りつゝあるにもかゝらず全日二十時車掌区長は次のような掲示を張り出し更に組合員の気持を硬化させていつた。(急告、五月三十一日十六時三十分区長左の通り業務部長から電達があつたから各員は新交番制に誤りのないようにせられたい。電文「達四十一号陸運関係勤務時間及休暇規定改正に伴う車掌区乗務交番制はかねて内示の要員により六月一日から改正し之を実施する」)

六月一日 これらの報告を受けていた支部は新交番に対する他車掌

区の処理方法についての情報も探り得たので改めて車掌区長と面談し事態の拾取をはかることにし、六月一日十時成瀬副斗争委員長外二名を現地に派遣させた。支部の意嚮として「交番の変更は直接電車の運行に関係のないことだし、きく所によると他の車掌区では新交番に切替へたこととして区長限りで旧交番でやっている所もあるのだから、実施期日を一応六月五日に予定して、その間新交番の実施に伴つて当然解決しなければならぬ寢具とか炊事用燃料其の他の問題を合せて話し合い両者が納得したところで実施したい」と申入れたのに対し「管理部長の命令だから私には出来ない」と答へ組合は更に「それでは組合と区長と一諸に管理部へ行つて部長とよく話し合つて解決しようではないか」と申入れたところ「私は組合とは別に管理部へ行つて報告する。組合とは一諸に行かない」と肯んぜず、尚種々説得につとめたが諒解の域には到しないので止むを得ず交渉を中止することにした。

区長との交渉を中止した組合は十四時より管理部長と交渉を行った。組合は車掌区長に対すると同様の趣旨を申入れ「尚この問題は直接行政整理との関連性があり、軽卒な取扱ひは極めて危険であると思う」と力説した。之に対し管理部長は「私は車掌区長から新交番に移行したと報告を受けている。従て現在諸君が旧交

番で乗務しているとは考へぬ。組合も適当にやつて貰いたい」と答へた。そこで組合としては当日は車掌区長も管理部□□ることだろうし、この含みある言葉の趣旨が充分区長に伝達されるならば問題は急速に解決するであろうという見通しを立て交渉は其の後の経過によることとして一応管理部を引きあげたのである。

六月二日 当時支部執行部としては来るべき行政整理首切りに対してどう対応すべきであるかという事で各地区の分会役員と現場長を含めた三者構成の懇談会を順次開催中であつた。ところが二日十六時頃管理部より電話にて本日十七時から管理部長が支部へ行つて面談したいと突然の申入れがあつた。そこで「恐らくは首切についての内示ではないか」と全員支部へ集合するよう直ちに連絡をとつたのである。十八時に至り総務課長、業務課長、労働係長が部長代理として訪れ直に交渉を開始することになつた。

先づ申入れは「東神奈川車掌区の新交番制について管理部は局の命令として実施する。従来は局としてやつており車掌区長会議で決定されるのが慣習であつたが、今回は管理部として五月三十日に指令したからそれでやつてもらひたい。若しそれに従へないときは業務命令違反として処理しなければならぬ」という意外な内容であり、且つは昨日の管理部長の発言を大いにひるがへした